

# 「(仮称)藤沢市ケアラー支援に関する条例(素案)」に関する パブリックコメントの実施結果について

(仮称)藤沢市ケアラー支援に関する条例を策定するに当たり、素案に関するパブリックコメントを実施し、いただいた意見等を取りまとめましたので、その実施結果について公表します。なお、ご意見等は要約、類型化し、市議会の考え方を付しています。

また、個別の回答は行っておりませんのでご了承ください。貴重なご意見等をお寄せいただき、ありがとうございました。

## 1 実施概要

- (1) 募集期間 2024年(令和6年)6月17日(月)～同年7月16日(火)
- (2) 募集件名 (仮称)藤沢市ケアラー支援に関する条例(素案)

## 2 意見提案の対象者

市内在住・在勤・在学の方、市内に事業所を有する方、その他利害関係者

## 3 意見の提出方法

所定の意見提出書又は任意の用紙により、郵送、ファクス、持参または市議会ホームページの意見提出フォームのいずれかにて提出

## 4 実施結果

- (1) 意見人数・件数 4人 5件
- (2) 市議会ホームページからによるもの 4人
- (3) 提出された意見等の内容と市議会の考え方について 別紙のとおり
- (4) 意見等の内訳
  - ア 全体に関するもの 0件
  - イ 前文に関するもの 2件
  - ウ 各条文に関するもの 1件
  - (内訳)
    - (ア) 第8条に関するもの 1件
  - エ その他 2件

提出された意見等の内容と市議会の考え方について

| No. | 条項  | 意見の内容(要旨)  | 市議会の考え方   |
|-----|-----|--|---|
| 1   | 前文  | <p>2段落目に「ケアラーが抱える悩みを、社会問題として認識し」という一文を入れて、一家庭の問題ではなく社会全体の問題であることを明記していただきたい。</p>   | <p>重要な観点と認識しており、その趣旨は前文及び第1条に記載をしています。</p>          |
| 2   | 前文  | <p>前文にケアの受け手と担い手に関する表現が様々あるが、統一できるところは統一させたほうがよい。<br/>           (該当箇所)<br/>           ケアをしてもらって<br/>           ケアをされる側<br/>           ケアを必要とする当事者<br/>           ケアをされる人</p> <p>ケアをする側<br/>           ケアラー<br/>           ケアをする人</p>  | <p>前後の文脈によって表現を変えていますが、ご意見のとおり、統一できる箇所は統一いたします。</p> |
| 3   | 第8条 | <p>本条例では、ヤングケアラーを「ケアラーのうち、18歳未満の者」としているため、18歳の誕生日を迎えた高等学校及び特別支援学校高等部3年生や、定時制・通信制課程の4年生は、学校等の支援の対象外になるとも読み取れる。そのため、18歳の誕生日を迎えた高等学校及び特別支援学校高等部3年生や、定時制・通信制課程の4年生も学校等の支援の対象であることが分かる条文にしてはどうか。</p> <p>(例)<br/>           ・ヤングケアラーの定義を「ケアラーのうち、子ども基本法(令和4年法律第77号)第2条第1項に規定する子どもである者」としてはどうか。<br/>           ・条文第8条の第2項、第3項を次のとおりとする。</p> <p>2 学校等は、日常的にヤングケアラー・若者ケアラーに関わる可能性がある立場にあることを認識し、関わりのある者がヤングケアラー・若者ケアラーであると認められるときは、当該ケアラーの意向を尊重しつつ、ヤングケアラー・若者ケアラーの教育の機会の確保に係る状況、健康状態、生活環境等を確認し、支援の必要性の把握に努めます。</p> <p>3 学校等は、支援を必要とするヤングケアラー・若者ケアラーからの教育又は福祉に関する相談に応じるとともに、当該ケアラーに対し、市、関係機関、民間支援団体等と連携し、必要な支援を行うよう努めます。</p> | <p>ご意見のとおりと考えますので、第8条に「若者ケアラー」についての記載を追加いたします。</p>  |

| No. | 条項  | 意見の内容(要旨)  | 市議会の考え方  |
|-----|-----|--|--|
| 4   | その他 | <p>ケアラー支援は様々なケースがあると想定される。制度利用についても、医療・介護・高齢・障がい福祉、こども支援など多岐にわたり、それらを複数にまたがって制度利用する場合もあり、総合的な相談窓口が必要です。ケアラーのための総合相談窓口を行政内担当課に設置してください。</p>   | <p>総合的な相談窓口の設置について条例に位置づけることは考えていませんが、貴重なご意見と認識しています。施策の実施者となる市にご意見を伝えるとともに、今後の参考とさせていただきます。</p> |
| 5   | その他 | <p>趣旨と外堀が決まり、当事者発掘についても進歩があったようだ。市長が決めるとあったが、ケアラーの決定なのか。我が社が決め手としているのは、ケアラーも含めた方々の声なき、声である。我が社は市議会がケアラーについて取り組むようなので、お任せ出来てホッとしました。しかし、素案を読み、母親が乳児を投げたというニュースを見ると、市議会のケアラーでは出来ないと思った。もう少し時間をかけて取り組むべき。</p> | <p>今後の参考とさせていただきます。</p>  |